### 前の スクマネジメント

平成28年8月30日、

第83回

勧告等に関するガイドライン改訂

跡見学園女子大学教授



右の建物が楽ん楽ん、左の建物が工場。楽ん楽んの建物には水の跡がくっきりと残っている(平成28年 10月15日 著者撮影)

人の高齢者が水害で亡くなり、社会に大きな 岩泉町高齢者グループホーム「楽ん楽ん」で9 台風10号により岩手県 知らなかったという。 を流していたのだが、 衝撃を与えた。このとき、

い知らされた。 きたとき、大きな被害をもたらすと改めて思 かったという。災害は想定できないことが起 道路から浸水してくるとは全く想像できな ことである。 路側から流木もろとも楽ん楽んに流れてきた 木でせき止められ、 私が現地で驚いたのは、 施設の方は、まさか川ではなく 川の水が 川の上流の橋が流 (川の反対の)道

員の一人として参加したので、これまでのガ るガイドライン」を改訂し公表した。私も委 を設置、本年1月31日に「避難勧告等に関す 仮に、平常時から施設と合同で避難訓練をし ていたならば、きっと高齢者の避難を支援し イドラインとの変更点を中心に紹介する。 てくれたのではないかと惜しまれる。 この災害を受けて、内閣府は10月に検討会 もう一つ、隣地には大きな工場があった。

傷病者、

乳幼児なども含まれることに留意し

高齢者等には避難に時間のかかる障がい者、

このような要配慮者だからだ。なお、

高齢者等の要配慮者が避難すべきことだとは 施設の責任者はそれが 町は避難準備情報

危惧して 準備」 を遅らせると ŋ が、正常性バ 避難準備の名 る。 い込み)によ ないという思 イアス(自分 は災害に遭わ 避難 私は 結果的に の文言 行 動

旧名称	新名称
避難準備情報	避難準備·高齢者等避難開始
避難勧告	避難勧告
避難指示	避難指示 (緊急)

「避難 避難情報の名称変更

視しなければならない。 被害に遭いやすい

難開始」を重

高齢者等避

が、

市町村は

前が残った

42

### Risk Management

## たった情報提供の在り方 避難勧告等を受け取る立場に

# (1)情報提供の効果を高める

に電話してもよい。 になったときは、市町村長が直接、 で実効性を高めることが重要だ。 切迫感を与えたり、電話を掛けたりするなど 言を工夫したり、時系列で状況変化を伝えて な情報提供にとどまらず、防災行政無線の文 市町村が避難勧告等を出すときは、 危機的状況 福祉施設 一般的

# (2) 平時からの災害リスクと避難行動の周知

含めた防災教育をしっかりと進めておきたい。 の分かりやすい資料を作成したりし、児童を 施設向けのパンフレットを配布したり、映像等 まり役立っていない可能性が高い。そこで住民 マップは、きちんと保管されず、避難行動にあ 啓発をしておく。市町村が配布したハザード 平時から住民に対して地域の災害リスク情 災害時の避難行動について十分な周知

## (3)過去に例のない気象事象にも対応できる 情報提供

りの安全確保行動をとれるような情報提供を 行っていかなければならない リスクにも対応できるよう、 被災実績に捉われず、これまでにない災害 住民が可能な限

# 要配慮者の避難の実効性を

高める方法 この項が本ガイドラインの最重要と私は考

を作成し、訓練し、

検証する事業継続マネジ

優先順位を明確にした事業継続計画

B C P

市町村は、

災害時の優先業務を絞り込み

えている。

メント(BCM)を実施する必要がある。

(2)全庁的な災害対応体制

まるからだ。 祉担当部局が伝えることで、 常から仕事のつながりがあり、顔が見える福 を図って、確実な情報伝達体制を定める。 市町村の福祉担当部局等と福祉施設が連 実効性がより高 日 携

# (2)災害計画の実効性確保

を重ねる必要がある。また、その内容を自 平時から具体的な災害計画を策定し、 他の避難に必要な情報をあらかじめ認識し、 治体が定期的に確認することが改めて周知さ に利用者がとるべき避難行動、避難先、その る避難誘導が不可欠である。そこで、災害毎 性を判断するのが難しいので、 認知症高齢者や知的障がい者は自ら危険 施設職員によ 訓練

もあったのだ。 像が送られたことにより避難を決断した施設 住民や消防団の声掛け、 施設等と合同で訓練することも効果的だ。 さらに、 岩手県には昨年8月30日の豪雨で、 近隣の地域住民、 SNSにより川の 消防団、 企業、 地 実

## 躊躇なく避難勧告等を発令する ための市町村の体制構築

(1)災害時の優先業務、優先順位の明確化

(かぎやはじめ) 1956年秋田県男鹿市生れ。早稲田大学法学部卒業。 喬区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危 機管理担当部長(兼務)、議会事務局長等を経て2015 年3月退職。京都大学博士(情報学)。2015年4月跡 見学園女子大学観光コミュニティ学部教授。法政大学 大学院·名古屋大学大学院兼任講師。內閣府「災害時 要援護者の避難支援に関する検討会委員」など政府委 内閣官房地域活性化伝道師、NPO法人東京 タルサイト副理事長など。著書に「図解よく る自治体の防災・危機管理のしくみ』「福祉施設の事業 継続計画 (BCP) 作成ガイド』 など

(1)福祉施設への確実な情報伝達

災部局以外の職員が電話番となり、 くるべきである。 が必要な部署に確実に伝達される仕組みをつ 庁をあげて災害時の業務を役割分担する。 に災害時には電話が殺到するため、 災害時には、 消防・防災部局だけでなく全 その情報 消防・防 特

### (3)専門家の活用

部に招聘することも有効だ。 極的に助言を求めるほか、 ら構築する。切迫した状態になったときは積 の知見を活用できるような防災体制を平時 員、その経験者、 いざという時に、 防災知識が豊富な専門家等 河川管理者や気象台の職 市町村災害対策本

### 筆者プロフィール